

## 国立大学法人三重大学職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本給（本給の調整額及び教職調整額を含む。）及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、本府省業務調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び本府省業務調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日（この項において、「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日、支給日が休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日日が日曜日に当たるときは、支給日日の前々日に、支給日日が土曜日に当たるときは、支給日日の前日に支給する。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に定め労使協定が締結された事業場において、大学は給与の一部を控除して支払うことができる。

3 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(本給の決定)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職本給表（二）（別表第2）
- (3) 海事職本給表（一）（別表第3）
- (4) 海事職本給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職本給表（一）（別表第5）
- (6) 教育職本給表（二）（別表第6）
- (7) 教育職本給表（三）（別表第7）
- (8) 医療職本給表（二）（別表第8）
- (9) 医療職本給表（三）（別表第9）
- (10) 指定職本給表（別表第10）

3 前項各号に掲げる本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 技能職員及び労務職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 船員（海事教員）
- (4) 第4号の適用を受ける者 船員（海事職員）
- (5) 第5号の適用を受ける者 大学教員（海事教員を除く。）及び教務職員
- (6) 第6号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員に限る。）
- (7) 第7号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員を除く。）
- (8) 第8号の適用を受ける者 医療職員（医療技術職員）
- (9) 第9号の適用を受ける者 医療職員（看護職員）
- (10) 指定職本給表 学長が別に定めるもの

- 4 前項第3号に掲げる者については、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
- 5 第2項第1号から第9号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
- 6 第2項第10号の本給表の適用を受ける職員の本給は、同表に掲げる本給のうち、その者の占める役職等に応じて別に定める号給の額とする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(降格)

第8条 就業規則第11条により降職したときは、下位の級に降格することができる。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第10条及び第11条 削除

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員並びに次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）には支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）9級以上職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 管理職手当の月額を、別に定める適用職種に応じた額とする。

3 前項に定める適用職種に該当する職員は、第21条から第22条までの規定は適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による月額には、労働基準法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

5 前各項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第14条 地域手当は本学に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給、扶養手当、管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

第14条の2 職員が勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等において、当該異動につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離及び住居と勤務箇所との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該採用等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項に定めるもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額

12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であ

る職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数（日に満たない端数は切り上げる。）が5日未満の職員にあつては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超える時は55,000円を限度とする。）とする。

3 勤務箇所を異にする異動（人事交流による出向の場合を含む。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（異動の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、交流職員等のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務箇所を異にする異動（人事交流による出向の場合を含む。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生

活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 交流職員等が、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特地勤務手当）

第19条 生活の著しく不便な地に所在する生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所（以下「特地勤務箇所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額を、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第20条 職員が、特地勤務箇所に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合（移転前の住居から通勤することが容易の場合を除く。）、当該職員には、当該異動の日から3年以内の期間、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第21条 就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（週休日における勤務を含む。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて行った勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に前項の規定に定める割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 国立大学法人三重大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務1時間当たりの超過勤務手当は、第1項の規定にかかわらず、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 第1項第1号に規定する勤務 100分の100（7時間45分を超える勤務は100

分の125)

(2) 正規の勤務時間が割り振られていない日(勤務時間規程第10条及び第12条に規定する週休日を除く。)の勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は100分の125)

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 前3項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(休日給)

第22条 国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第11条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務職員を含む。)には、正規の勤務時間中に勤務した全期間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務職員で休日勤務が勤務時間規程第10条の規定に基づく週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等(直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等)に支給する。

2 前項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(夜勤手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額(教職調整額を除く。)並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を155(育児短時間勤務職員にあっては、155に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間数を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た数)で除して得た額とする。

(宿直手当)

第25条 勤務時間規程第20条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次の各号に定める区分により支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター一附帯施設農場、同附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所における宿直勤務  
5,700円

(2) 医療職員の宿直勤務 5,900円

(3) 医師の宿直勤務 20,000円

2 前項の勤務は第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

(本給の調整額)

第26条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第27条 初任給調整手当は、教育職本給表(一)の適用を受ける職員の職で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものには月額55,500円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、別表第11に掲げる額とする。

3 幼稚園に勤務する附属学校教員にあつては、別表第11に掲げる額の2分の1の額とする。

4 第1項において、「附属学校教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

5 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

6 義務教育等教員特別手当は、第38条の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

7 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

(本府省業務調整手当)

第28条の2 本府省業務調整手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員が文部科学省関係機関職員研修において文部科学省での業務に従事する場合、当該職員に支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合(業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する通勤をいう。)による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。)は、その月の本府省業務調整手当は、支給しない。

2 前項の手当額は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。

(1) 一般職本給表(一)1級の適用を受ける職員 7,200円

(2) 一般職本給表(一)2級の適用を受ける職員 8,800円

(教職調整額)

第29条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

2 前項において、「附属学校教員」とは、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

3 教職調整額は、教育職本給表(二)、教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。

4 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額された場合においても減額されないものとする。

5 前各項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

1 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(2)に定める職員にあつては、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(3)に定める職員にあつては、その額に本給月額と同表の管理職手当の適用職種又は、指定職本給表適用職員にあつては職種に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を基礎として、次表(1)に定める期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(4)に定める割合を乗じて得た額とする。



## (1) 期別支給割合

基準日	期別支給割合			
	一般の職員	特定幹部職員	指定職本給表の適用を受ける職員	大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の62.5	100分の77.5
12月1日	100分の137.5	100分の117.5	100分の77.5	100分の87.5

\* 特定幹部職員は、(3)①及び②の適用を受ける職員をいう。

## (2) 役職段階別加算

## 1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算率
一般職(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

## 2) 海事職本給表適用者

本給表	職員	加算率
海事職(一)	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
海事職(二)	5級・4級	100分の5

## 3) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算率
教育職(一)	5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては100分の20)
	4級及び3級の職員	100分の10 (4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級・1級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二)	4級の職員	100分の15
	3級の職員	100分の10
教育職(三)	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5 (別に定める職員にあっては100分の10)

## 4) 医職本給表適用者

本給表	職員	加算率
医療職(二)	6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(三)	6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

5) 指定職本給表適用者

本給表	職員	加算率
指定職	指定職本給表の適用を受ける職員	100分の20

(3) 管理職の地位にある職員の本給月額に加算率

1) 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の適用職種	加算率
一般職(一)7級以上	部長	100分の15

2) 教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の適用職種	加算率
教育職(一)5級	医学系研究科長, 工学研究科長, 生物資源学研究科長, 副学長	100分の25
	人文学部長, 教育学部長, 地域イノベーション学研究 科長, 教養教育機構長	100分の15

3) 医療職本給表適用者

職務の級	管理職手当の適用職種	加算率
医療職(三)6級	看護部長	100分の10

4) 指定職本給表適用者

職種	加算率
医学部附属病院長	100分の25

(4) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合
- (2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
- (3) 職員が基準日に出勤停止を命ぜられている場合
- (4) 第二号及び第三号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合

5 第3項及び第4項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項第2号の表に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額と同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項第3号の表に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第32条及び第33条 削除

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この項において「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が休職（前3項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、就業規則第15条第1項第3号から第6号まで、第8号又は第9号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第8号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項第7号に規定する期間については、給与を支給しない。

6 休職をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児休業等の給与)

第35条 育児休業規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が部分休業（育児休業規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 職員が育児短時間勤務をしている期間における次に掲げる給与の月額は、それぞれこの規程において定められた額、又はこの規程の定めるところにより算出した額（以下この条において「定められた額等」という。）に算出率を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給額は、定められた額等を用いて算定した額とする。

イ 本給

ロ 管理職手当

ハ 初任給調整手当

ニ 義務教育等教員特別手当

(6) 職員が育児短時間勤務をしている期間における地域手当の支給額は、前号の規定による給与の月額を用いて算定した額とする。

(7) 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業取得者の給与）

第36条 国立大学法人三重大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前各号に規定するもののほか、介護休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（満63歳に達した日後の大学教員の給与の特例）

第36条の2 大学教員が満63歳に達したときは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降、当該職員の本給の月額は、本給に100分の73を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前項に該当する大学教員に係る地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、前項の規定による本給相当額を基礎として算定した額とする。

3 第1項に該当する大学教員の第30条第2項（1）の適用について、「特定幹部職員」の欄に該当する場合にあっては「大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者」の欄を適用するものとする。

（給与の減額）

第37条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第24条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額並びに地域手当及び広域異動手当に対応する額を、次に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

4 給与の減額を行う給与期間にあっては、次の各号に該当する場合について、その給与期間の本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当の額を零とする。

(1) 休日のない給与期間にあって、欠勤、部分休業又は介護部分休業により勤務すべき全時間を勤務しなかった場合

(2) 本給から減額すべき金額が、その減額すべき給与期間における本給の額より大であるか、

又はこれに等しい場合

5 前各項に規定するもののほか、給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算)

第39条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者（第35条第5号及び第6号の規定により給与の月額に変更を生じた育児短時間勤務職員を含む。）には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間規程第10条及び第12条の規定に基づく週休日（育児短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間を割り振られていない日数）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、第13条に規定する管理職手当、第14条に規定する地域手当及び第14条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第40条 第21条から第23条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第35条から第37条までに規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第41条 この規程により計算した確定金額に円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(本給表)

2 国立大学法人法附則第4条の規定により、職員となった者（以下「承継職員」という。）がこの規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、別に辞令を発せられない限り、行政職俸給表については一般職本給表、海事職俸給表については海事職本給表、教育職俸給表については教育職本給表、医療職俸給表については医療職本給表、指定職俸給表については指定職本給表とし、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎として本給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところに準じて、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第17条の7の適用を受けていた職員のうち、受給期間が3年を経過しない者については、第13条の規定にかかわらず3年を経過する日又は、平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、現に受ける支給割合に下表に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

3年を経過する日が平成17年3月31日までの者		100分の100
3年を経過する日が	平成17年3月31日まで	100分の100
平成17年4月1日以降の者	平成17年4月1日以降	100分の80

（扶養手当等）

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

（休職者の給与）

7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の適用を受けていた職員の施行日における第34条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

（育児休業等の給与）

8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第37条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成17年12月9日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は学長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、第1号及

び次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（学長が別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(1) 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(2) 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第10の適用を受けていた職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

4 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における号給又は本給月額は、別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前4項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に99.1%（指定職本給表適用者にあつては98.94%、また、平成24年4月1日改正後新たに対象となった職員にあつては99.34%）の率を乗じて得た額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額の相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

(1) 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（この項各号列記以外の部分（以下「本項」という。）に規定する職員を除く。）について、本項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項の規定に準じて、本給を支給する。

(2) 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して本項及び前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項及び前項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給月額）

8 前項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条、第31条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成19年1月1日までの間の読替）

9 国立大学法人三重大学職員給与規程第9条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、同規程第9条第2項及び第3項に定める号給数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員にあつては昇給しない。

#### 附則別表第1

##### 職務の級の切替表

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級

	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第3項関係)

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

(1) 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8



	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		

	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							

32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

(2) 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67

	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

## (3) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1
	12月以上	13	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4
	12月以上	17	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8
	12月以上	21	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12
	12月以上	25	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16
	12月以上	29	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20
	12月以上	33	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24
	12月以上	37	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28
	12月以上	41	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	41	37	29

	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32
	12月以上	45	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36
	12月以上	49	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40
	12月以上	53	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	53	49	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44
	12月以上	57	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	57	53	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48
	12月以上	61	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	61	57	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52
	12月以上	65	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	65	61	53
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56
	12月以上	69	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	69	65	57
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60
	12月以上	69	69	73	69	61
20	3月未滿			73	69	61
	3月以上6月未滿			74	70	62
	6月以上9月未滿			75	71	63
	9月以上12月未滿			76	72	64
	12月以上			77	73	65
21	3月未滿			77	73	65
	3月以上6月未滿			78	74	66
	6月以上9月未滿			79	75	67
	9月以上12月未滿			80	76	68
	12月以上			81	77	69
22	3月未滿			81	77	69
	3月以上6月未滿			82	78	70
	6月以上9月未滿			83	79	71
	9月以上12月未滿			84	80	72
	12月以上			85	81	73
23	3月未滿			85	81	73
	3月以上6月未滿			86	82	73
	6月以上9月未滿			87	83	73
	9月以上12月未滿			88	84	73

	12月以上			89	85	73
24	3月未滿			89	85	
	3月以上6月未滿			90	86	
	6月以上9月未滿			91	87	
	9月以上12月未滿			92	88	
	12月以上			93	89	
25	3月未滿			93	89	
	3月以上6月未滿			94	89	
	6月以上9月未滿			95	89	
	9月以上12月未滿			96	89	
	12月以上			97	89	
26	3月未滿			97		
	3月以上6月未滿			98		
	6月以上9月未滿			99		
	9月以上12月未滿			100		
	12月以上			101		
27	3月未滿			101		
	3月以上6月未滿			101		
	6月以上9月未滿			101		
	9月以上12月未滿			101		
	12月以上			101		
28	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
29	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
30	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
31	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
32	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
33	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
34	3月未滿					
	3月以上6月未滿					
	6月以上9月未滿					
	9月以上12月未滿					
	12月以上					
35	3月未滿					
	3月以上6月未滿					



	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
36	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
37	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
38	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					

(4) 海事職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1
	12月以上	13	9	9	5	1
5	3月未満	13	9	9	5	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4
	12月以上	17	13	13	9	5
6	3月未満	17	13	13	9	5
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8
	12月以上	21	17	17	13	9
7	3月未満	21	17	17	13	9
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12
	12月以上	25	21	21	17	13
8	3月未満	25	21	21	17	13
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14

	6月以上9月未滿	27	23	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	24	24	20	16
	12月以上	29	25	25	21	17
9	3月未滿	29	25	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	26	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	27	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	28	28	24	20
	12月以上	33	29	29	25	21
10	3月未滿	33	29	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	30	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	31	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	32	32	28	24
	12月以上	37	33	33	29	25
11	3月未滿	37	33	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	34	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	35	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	36	36	32	28
	12月以上	41	37	37	33	29
12	3月未滿	41	37	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32
	12月以上	45	41	41	37	33
13	3月未滿	45	41	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36
	12月以上	49	45	45	41	37
14	3月未滿	49	45	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40
	12月以上	53	49	49	45	41
15	3月未滿	53	49	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44
	12月以上	57	53	53	49	45
16	3月未滿	57	53	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46
	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48
	12月以上	61	57	57	53	49
17	3月未滿	61	57	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52
	12月以上	65	61	61	57	53
18	3月未滿	65	61	61	57	53
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56
	12月以上	69	65	65	61	57
19	3月未滿	69	65	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60
	12月以上	73	69	69	65	61

20	3月未滿	73	69	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64
	12月以上	77	73	73	69	65
21	3月未滿	77	73	73	69	65
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68
	12月以上	81	77	77	73	69
22	3月未滿	81	77	77	73	69
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72
	12月以上	85	81	81	77	73
23	3月未滿	85	81	81	77	73
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77
24	3月未滿		85	85	81	77
	3月以上6月未滿		86	86	82	78
	6月以上9月未滿		87	87	83	79
	9月以上12月未滿		88	88	84	80
	12月以上		89	89	85	81
25	3月未滿		89	89	85	81
	3月以上6月未滿		90	90	86	82
	6月以上9月未滿		91	91	87	83
	9月以上12月未滿		92	92	88	84
	12月以上		93	93	89	85
26	3月未滿		93	93	89	85
	3月以上6月未滿		94	94	90	86
	6月以上9月未滿		95	95	91	87
	9月以上12月未滿		96	96	92	88
	12月以上		97	97	93	89
27	3月未滿		97	97	93	89
	3月以上6月未滿		98	98	94	89
	6月以上9月未滿		99	99	95	89
	9月以上12月未滿		100	100	96	89
	12月以上		101	101	97	89
28	3月未滿		101	101	97	
	3月以上6月未滿		102	102	98	
	6月以上9月未滿		103	103	99	
	9月以上12月未滿		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
29	3月未滿		105	105	101	
	3月以上6月未滿		105	106	102	
	6月以上9月未滿		105	107	103	
	9月以上12月未滿		105	108	104	
	12月以上		105	109	105	
30	3月未滿			109		
	3月以上6月未滿			110		
	6月以上9月未滿			111		
	9月以上12月未滿			112		
	12月以上			113		
31	3月未滿			113		
	3月以上6月未滿			113		
	6月以上9月未滿			113		

	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		
32	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
33	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
34	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
35	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
36	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
37	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
38	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					

(5) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1

	6月以上9月未滿	11	11	11	3	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未滿	13	13	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	7	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未滿	17	17	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	10	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	11	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未滿	21	21	21	13	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	15	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	19	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41

16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
	9月以上12月未滿	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		

	9月以上12月未滿	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未滿	105	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上12月未滿	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上12月未滿	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上12月未滿	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上12月未滿	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上12月未滿	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上12月未滿	136				
	12月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				
	6月以上9月未滿	139				
	9月以上12月未滿	140				
	12月以上	141				
37	3月未滿	141				
	3月以上6月未滿	142				
	6月以上9月未滿	143				
	9月以上12月未滿	144				
	12月以上	145				
38	3月未滿	145				
	3月以上6月未滿	146				
	6月以上9月未滿	147				
	9月以上12月未滿	148				
	12月以上	149				

## (6) 教育職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25



	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	37
	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	
	3月以上6月未滿	58	58	50	
	6月以上9月未滿	59	59	51	
	9月以上12月未滿	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未滿	61	61	53	
	3月以上6月未滿	62	62	54	
	6月以上9月未滿	63	63	55	
	9月以上12月未滿	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未滿	65	65	57	
	3月以上6月未滿	66	66	58	
	6月以上9月未滿	67	67	59	
	9月以上12月未滿	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未滿	69	69	61	
	3月以上6月未滿	70	70	62	
	6月以上9月未滿	71	71	63	
	9月以上12月未滿	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未滿	73	73	65	
	3月以上6月未滿	74	74	66	
	6月以上9月未滿	75	75	67	
	9月以上12月未滿	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	

	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			

	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

(7) 教育職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2

	6月以上9月未滿	19	19	15	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未滿	21	21	17	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未滿	25	25	21	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未滿	29	29	25	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未滿	33	33	29	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未滿	37	37	33	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未滿	41	41	37	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未滿	45	45	41	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未滿	49	49	45	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未滿	53	53	49	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	37
	6月以上9月未滿	55	55	51	37
	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	
	3月以上6月未滿	58	58	54	
	6月以上9月未滿	59	59	55	
	9月以上12月未滿	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未滿	61	61	57	
	3月以上6月未滿	62	62	58	
	6月以上9月未滿	63	63	59	
	9月以上12月未滿	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	

18	3月未滿	65	65	61	
	3月以上6月未滿	66	66	62	
	6月以上9月未滿	67	67	63	
	9月以上12月未滿	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		

	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

(8) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1

	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37

16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未滿	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未滿	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未滿	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未滿		89	89	85				
	3月以上6月未滿		90	90	86				
	6月以上9月未滿		91	91	87				
	9月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未滿		97	97	93				
	3月以上6月未滿		98	98	94				
	6月以上9月未滿		99	99	95				
	9月以上12月未滿		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未滿		101	101	97				
	3月以上6月未滿		102	102	98				
	6月以上9月未滿		103	103	99				



	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				

(9) 医療職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11

	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	

	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				

	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表(附則第3項関係)

(1) 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	9級	10級
1	3月未満	1	1

	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4

	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4(附則第3項関係)

指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日までの間においては、第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
(本府省業務調整手当の平成21年度までの支給額)
- 第28条の2第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間においては次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。
  - 一般職本給表1級の適用を受ける職員 1,800円
  - 一般職本給表2級の適用を受ける職員 2,200円

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程施行の際、現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の規程第35号第3号中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間については、2分の1とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 55歳を超える職員の本給月額等の減額支給等については、平成30年3月31日までの間、次の各号に定める額を支給する。
  - (1) 55歳を超える職員（下表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が下表の職務の級欄に掲げる職務の級であるもの）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後で当該職員の本給月額から当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあつては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減じた額
  - (2) 前号の適用を受ける職員に対する地域手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）の支給に当たっては、その者の地域手当等の月額から、前号により減ずる額に相当する額に地域手当等の支給割合を乗じて得た額を減じた額
  - (3) 第1号の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与等の支給に当たっては、第1号及び前号に準じて得られた額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級から10級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（二）	6級
医療職本給表（三）	6級

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇により勤務しない職員にあつては、本給の半減までの期間を1年とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（昭和43年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号給は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整）
- 2 平成24年4月1日において30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以後に生まれた職員）にあつては、2号給）上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（昭和44年4月2日以降に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 3 平成27年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。

- 6 前三項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条及び第31条の規定の適用については、各条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前三項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 8 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 9 施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中



「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

(給与の支給等の特例)

- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）を除き、平成28年4月1日から適用する。

(給与の支給等の特例)

- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 施行日から平成30年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」(3) 扶養親族た

る子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係る

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職（一）8級職員等」とあるのは「一般職（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等が一般職（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員」とあるのは「一般職（一）8級以上職員等」と、「が一般職（一）8級職員等」とあるのは「が一般職（一）8級以上職員等」とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。  
（給与の支給等の特例）
- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年4月1日における号給の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（昭和56年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成27年1月1日において第9条第2項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

別表第1  
一般職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額	9級 本給月額	10級 本給月額
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			



一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
124		303,500								
125		303,800								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

## 別表第2

## 一般職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000



一般職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		

一般職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、守衛等の業務に従事する職員に適用する。

## 別表第3

## 海事職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900
2	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200
3	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400
4	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900
5	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000
6	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100
7	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300
8	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200
9	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100
10	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200
11	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300
12	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300
13	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100
14	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800
15	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600
16	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300
17	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100
18	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100
19	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100
20	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200
21	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700
22	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600
23	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400
24	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400
25	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900
26	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500
27	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300
28	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000
29	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000
30	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600
31	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100
32	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700
33	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300
34	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600
35	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900
36	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100
37	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300
38	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300
39	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300
40	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300
41	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700
42	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300
43	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000
44	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700
45	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300
46	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600
47	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200
48	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800
49	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100
50	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800
51	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500
52	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200
53	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800
54	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500
55	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200

海事職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
56	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800
57	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200
58	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900
59	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600
60	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300
61	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700
62	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000
63	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300
64	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600
65	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800
66	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100
67	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400
68	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700
69	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900
70			369,100	421,600	449,200
71			369,500	422,200	449,500
72			369,800	422,800	449,700
73			370,300	423,300	449,900
74			370,500	423,900	
75			371,000	424,400	
76			371,500	425,000	
77			371,800	425,500	
78			372,300	426,100	
79			372,800	426,800	
80			373,300	427,400	
81			373,800	427,700	
82			374,200	428,300	
83			374,700	429,000	
84			375,200	429,600	
85			375,600	430,000	
86			376,100	430,500	
87			376,500	431,200	
88			377,000	431,900	
89			377,500	432,100	
90			378,000		
91			378,500		
92			379,000		
93			379,300		
94			379,700		
95			380,200		
96			380,600		
97			381,100		
98			381,400		
99			381,900		
100			382,300		
101			382,900		

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む船長、航海士、機関長等に適用する。

別表第4  
海事職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
1	146,200	190,100	224,300	257,900	289,800
2	147,200	192,200	226,000	259,300	291,200
3	148,300	194,400	227,500	260,800	292,600
4	149,300	196,600	228,900	262,500	294,000
5	150,300	198,700	230,200	264,200	295,300
6	151,600	200,600	231,900	266,100	296,600
7	152,900	202,500	233,600	267,800	297,900
8	154,200	204,400	235,100	269,300	299,200
9	155,300	206,200	236,600	270,600	300,600
10	156,800	207,800	238,300	272,400	301,800
11	158,400	209,400	240,100	274,100	302,900
12	159,900	211,000	241,800	275,800	304,100
13	161,200	212,600	243,400	277,100	305,100
14	162,700	214,200	245,200	278,600	306,100
15	164,200	215,600	247,000	280,100	306,900
16	165,800	217,100	248,700	281,600	307,900
17	167,200	218,300	250,400	283,000	308,800
18	168,900	219,700	252,300	284,400	309,800
19	170,600	221,100	254,200	285,700	310,600
20	172,300	222,400	255,800	287,100	311,300
21	173,900	223,400	257,400	288,600	312,200
22	175,900	224,800	258,800	289,900	313,000
23	177,800	226,200	260,300	291,400	314,100
24	179,700	227,600	262,000	292,800	315,100
25	181,400	228,900	263,600	294,000	315,800
26	183,200	230,200	265,500	295,300	316,600
27	185,000	231,600	267,200	296,500	317,400
28	186,800	233,000	268,800	297,800	318,200
29	188,400	234,300	270,000	299,000	319,100
30	190,500	235,800	271,800	300,100	320,000
31	192,600	237,200	273,400	301,100	320,800
32	194,700	238,500	275,000	302,200	321,400
33	196,600	239,600	276,500	303,400	322,300
34	198,500	240,500	277,900	304,300	323,200
35	200,400	241,200	279,400	305,300	324,100
36	202,300	242,300	280,800	306,300	324,900
37	204,100	243,000	282,100	307,300	325,500
38	205,700	244,300	283,400	308,300	326,400
39	207,300	245,400	284,600	309,200	327,300
40	208,900	246,600	285,900	310,300	328,200
41	210,300	247,400	287,500	311,300	328,800
42	211,900	248,700	288,800	312,100	329,700
43	213,500	249,900	290,100	313,000	330,500
44	215,100	251,400	291,400	313,900	331,300
45	216,500	252,400	292,900	314,800	332,100
46	217,800	253,800	294,200	315,700	332,900
47	219,000	255,100	295,500	316,500	333,600
48	220,300	256,300	296,800	317,200	334,400
49	221,700	257,400	297,800	318,000	334,900
50	222,900	258,800	299,000	318,800	335,400
51	224,100	260,200	300,000	319,600	336,000
52	225,200	261,600	301,300	320,300	336,600
53	226,500	262,600	302,600	320,800	336,900
54	227,800	264,000	303,600	321,600	337,400
55	229,000	265,200	304,600	322,400	338,000
56	230,200	266,400	305,500	323,100	338,600

海事職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
57	231,300	267,400	306,600	323,500	338,900
58	232,500	268,700	307,600	324,100	339,500
59	233,700	269,900	308,700	324,600	340,100
60	234,900	271,200	309,700	325,300	340,700
61	236,100	272,200	310,600	325,800	340,900
62	237,200	273,400	311,500	326,300	341,300
63	238,100	274,400	312,600	326,800	341,600
64	239,200	275,700	313,600	327,200	342,100
65	239,800	277,000	314,300	327,400	342,300
66	240,800	278,200	315,200	327,800	342,700
67	241,600	279,400	316,000	328,400	343,100
68	242,700	280,300	316,900	329,000	343,500
69	243,400	281,200	317,800	329,400	344,000
70	244,200	282,100	318,500	329,800	344,400
71	244,900	283,000	319,000	330,200	344,800
72	245,800	283,900	319,700	330,600	345,300
73	246,600	284,700	319,900	330,800	345,900
74	247,300	285,400	320,400	331,000	346,400
75	247,800	286,000	320,900	331,200	346,900
76	248,400	286,600	321,200	331,400	347,300
77	248,700	287,100	321,700	331,800	347,600
78	249,200	287,700	322,100	332,000	348,000
79	249,800	288,300	322,700	332,300	348,400
80	250,500	288,800	323,300	332,600	348,800
81	250,900	289,400	323,900	332,900	349,200
82	251,200	290,000	324,300	333,300	349,500
83	251,400	290,400	324,600	333,600	349,900
84	251,900	290,900	324,900	334,000	350,300
85	252,200	291,300	325,100	334,300	350,700
86		291,600	325,400	334,600	351,100
87		292,000	325,600	335,000	351,500
88		292,300	325,900	335,400	351,900
89		292,500	326,200	335,600	352,300
90		292,800	326,500	335,900	
91		293,200	326,700	336,200	
92		293,500	327,000	336,600	
93		293,700	327,200	337,000	
94		294,100	327,400	337,200	
95		294,500	327,800	337,500	
96		294,900	328,200	337,800	
97		295,100	328,400	338,100	
98		295,300	328,700	338,400	
99		295,500	329,100	338,700	
100		295,800	329,500	339,000	
101		296,200	329,600	339,200	
102		296,500	329,800	339,500	
103		296,700	330,000	339,800	
104		296,900	330,300	340,100	
105		297,200	330,600	340,300	
106			330,900	340,700	
107			331,100	340,900	
108			331,400	341,100	
109			331,700	341,400	
110			332,000		
111			332,300		
112			332,600		
113			332,800		

海事職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む職員(海事職本給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第5  
教育職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600
23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800



教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,500	349,400	415,200	451,400	
83	296,400	350,400	415,500	451,700	
84	297,300	351,400	415,900	452,300	
85	297,900	352,000	416,200	452,700	
86	298,700	352,600	416,600	453,100	
87	299,500	353,200	417,000	453,500	
88	300,400	353,800	417,400	453,800	
89	301,000	354,400	417,700	454,100	
90	301,600	354,800	418,100	454,500	
91	302,300	355,200	418,500	454,900	
92	302,900	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,200	356,600	419,500	455,900	
95	304,800	357,100	419,800	456,200	
96	305,400	357,600	420,100	456,500	
97	306,100	358,200	420,400	456,800	
98	306,700	358,700	420,800	457,200	
99	307,300	359,100	421,100	457,500	
100	307,900	359,600	421,400	457,800	
101	308,300	360,000	421,700	458,100	
102	308,600	360,500	422,100		
103	308,900	360,800	422,400		
104	309,300	361,300	422,700		
105	309,600	361,800	423,000		
106	310,000	362,200	423,400		
107	310,300	362,700	423,700		
108	310,600	363,200	424,000		
109	311,000	363,600	424,300		
110	311,300	364,100	424,600		
111	311,700	364,600	424,900		

教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
112	312,100	365,000	425,200		
113	312,400	365,400	425,500		
114	312,800	365,800	425,800		
115	313,100	366,300	426,100		
116	313,400	366,700	426,400		
117	313,600	367,100	426,600		
118	313,900	367,500			
119	314,300	368,000			
120	314,700	368,400			
121	314,900	368,700			
122	315,200	369,100			
123	315,600	369,600			
124	316,000	369,900			
125	316,200	370,300			
126	316,400	370,800			
127	316,700	371,300			
128	317,100	371,700			
129	317,300	372,100			
130	317,600	372,600			
131	318,000	373,100			
132	318,200	373,600			
133	318,400	374,100			
134	318,700	374,600			
135	319,100	375,100			
136	319,300	375,600			
137	319,400	376,100			
138	319,600	376,600			
139	319,900	377,100			
140	320,200	377,600			
141	320,600	378,100			
142	320,900				
143	321,200				
144	321,500				
145	321,900				
146	322,200				
147	322,400				
148	322,700				
149	323,100				
150	323,400				
151	323,700				
152	323,900				
153	324,200				
154	324,500				
155	324,800				
156	325,100				
157	325,300				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員に適用する。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。

別表第6  
教育職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	156,300	200,600	329,200	416,500
2	157,800	202,300	331,400	418,300
3	159,300	204,000	333,700	420,100
4	160,800	205,700	335,800	421,800
5	162,500	207,500	338,100	423,300
6	164,400	209,200	340,300	424,800
7	166,200	210,900	342,600	426,700
8	168,000	212,500	344,900	428,600
9	169,800	214,300	346,700	430,400
10	171,900	216,200	348,800	432,200
11	173,900	218,100	350,900	434,100
12	175,900	220,000	353,000	435,900
13	177,900	221,700	355,100	437,600
14	180,100	223,700	357,100	439,500
15	182,300	225,700	359,100	441,300
16	184,500	227,700	361,100	443,200
17	186,800	229,600	362,900	444,900
18	189,400	232,300	364,800	446,700
19	191,900	235,000	366,600	448,500
20	194,400	237,700	368,600	450,300
21	196,900	240,300	370,200	451,900
22	198,600	243,100	372,100	453,600
23	200,300	245,700	374,000	455,500
24	202,000	248,400	375,900	457,200
25	203,500	250,900	377,200	458,900
26	205,200	253,400	379,000	460,500
27	206,900	255,900	380,800	462,100
28	208,500	258,200	382,700	463,600
29	210,000	260,900	384,600	465,100
30	211,700	263,300	386,500	466,400
31	213,400	265,500	388,400	467,700
32	215,100	267,700	390,400	469,000
33	216,700	269,800	392,100	470,200
34	218,500	272,000	393,800	470,900
35	220,300	274,200	395,400	471,600
36	222,100	276,200	397,200	472,300
37	223,700	278,500	398,400	472,900
38	225,500	280,500	399,900	
39	227,300	282,400	401,300	
40	229,100	284,400	402,700	
41	230,800	286,200	404,400	
42	232,500	288,600	405,800	
43	234,100	290,900	407,100	
44	235,700	293,400	408,600	
45	237,200	295,500	410,200	
46	238,600	298,000	411,500	
47	239,900	300,300	413,000	
48	241,100	303,000	414,600	
49	242,600	305,400	416,300	
50	244,100	307,800	417,700	
51	245,300	310,300	419,300	
52	246,800	312,600	420,800	
53	248,000	314,900	422,500	
54	249,200	317,100	424,000	
55	250,600	319,200	425,600	

教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
56	251,700	321,400	427,200	
57	253,000	323,500	428,700	
58	254,100	325,600	430,200	
59	255,200	327,700	431,400	
60	256,400	329,700	432,600	
61	257,700	331,800	433,800	
62	259,000	333,900	435,100	
63	260,400	336,100	436,400	
64	261,500	338,300	437,600	
65	262,800	340,100	438,800	
66	264,300	342,300	440,000	
67	265,800	344,300	441,200	
68	267,500	346,500	442,400	
69	269,000	348,300	443,600	
70	270,400	350,200	444,800	
71	271,800	352,300	446,000	
72	273,200	354,300	447,200	
73	274,300	355,900	448,300	
74	275,700	357,800	448,900	
75	277,100	359,600	449,400	
76	278,300	361,500	449,900	
77	279,600	363,400	450,400	
78	280,800	365,100		
79	282,000	366,800		
80	283,200	368,400		
81	284,300	369,900		
82	285,500	371,400		
83	286,700	372,900		
84	287,900	374,300		
85	289,000	375,400		
86	290,100	376,800		
87	291,100	378,200		
88	292,300	379,500		
89	293,400	380,800		
90	294,500	382,100		
91	295,700	383,300		
92	296,900	384,600		
93	297,500	385,900		
94	298,500	387,000		
95	299,600	388,300		
96	300,800	389,500		
97	301,800	390,900		
98	302,900	391,900		
99	303,900	393,000		
100	305,000	394,000		
101	305,900	394,900		
102	307,000	395,900		
103	308,100	397,000		
104	309,100	398,100		
105	309,700	398,800		
106	310,600	399,700		
107	311,400	400,600		
108	312,200	401,500		
109	313,100	402,300		
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		

教育職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		
117	317,000	408,100		
118	317,500	408,600		
119	317,900	409,000		
120	318,400	409,400		
121	318,900	409,800		
122	319,300	410,100		
123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		
132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		
141	325,100	414,800		
142	325,300	415,100		
143	325,600	415,400		
144	325,800	415,600		
145	326,100	415,800		
146	326,300			
147	326,600			
148	326,900			
149	327,100			
150	327,300			
151	327,600			
152	327,900			
153	328,100			

備考(一) この表は、附属特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

別表第7  
教育職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	156,300	172,200	290,100	406,300
2	157,800	174,300	292,700	407,800
3	159,300	176,400	295,600	409,300
4	160,800	178,600	298,100	410,800
5	162,500	180,600	300,600	412,200
6	164,400	182,800	303,000	413,600
7	166,200	185,000	305,300	415,100
8	168,000	187,200	307,700	416,700
9	169,800	189,500	310,100	418,100
10	171,900	192,300	312,700	419,500
11	173,900	195,000	315,400	420,900
12	175,900	197,700	318,300	422,200
13	177,900	200,600	320,800	423,500
14	180,100	202,300	322,800	424,900
15	182,300	204,000	324,800	426,300
16	184,500	205,700	327,100	427,700
17	186,800	207,500	329,200	428,900
18	189,400	209,200	331,400	430,200
19	191,900	210,900	333,700	431,400
20	194,400	212,500	335,800	432,700
21	196,900	214,300	338,100	433,800
22	198,600	216,200	340,300	435,000
23	200,300	218,100	342,600	436,300
24	202,000	220,000	344,900	437,600
25	203,500	221,700	346,700	438,900
26	205,100	223,700	348,500	440,100
27	206,700	225,700	350,400	441,100
28	208,200	227,700	352,300	442,200
29	209,900	229,600	354,100	443,400
30	211,600	232,300	355,900	444,200
31	213,300	235,000	357,600	445,000
32	215,000	237,700	359,500	445,900
33	216,500	240,300	361,000	446,800
34	218,200	243,100	362,700	447,300
35	219,900	245,700	364,200	447,800
36	221,600	248,400	366,000	448,300
37	223,100	250,900	367,900	448,800
38	224,800	253,400	369,400	
39	226,500	255,900	370,800	
40	228,200	258,200	372,400	
41	229,800	260,900	373,500	
42	231,500	263,300	374,900	
43	233,100	265,500	376,300	
44	234,700	267,700	377,800	
45	236,400	269,800	379,300	
46	237,900	272,000	380,900	
47	239,200	274,200	382,500	
48	240,600	276,200	384,000	
49	242,000	278,500	385,400	
50	243,400	280,500	386,900	
51	244,900	282,400	388,400	
52	246,100	284,400	389,800	
53	247,200	286,200	391,000	
54	248,600	288,600	392,300	
55	249,800	290,900	393,400	

教育職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
56	251,000	293,400	394,500	
57	252,200	295,500	395,900	
58	253,400	298,000	397,100	
59	254,500	300,300	398,300	
60	255,700	303,000	399,600	
61	257,100	305,400	400,800	
62	258,300	307,800	401,800	
63	259,500	310,300	403,200	
64	260,400	312,600	404,500	
65	261,400	314,900	405,700	
66	262,800	317,100	406,800	
67	264,200	319,200	408,000	
68	265,700	321,400	409,100	
69	267,300	323,500	410,100	
70	268,800	325,600	411,300	
71	270,300	327,800	412,500	
72	271,700	329,800	413,700	
73	272,700	331,900	414,300	
74	273,900	334,000	415,100	
75	275,200	336,200	415,800	
76	276,400	338,400	416,300	
77	277,700	340,100	416,600	
78	278,800	342,000	417,000	
79	280,000	343,700	417,400	
80	281,200	345,500	417,800	
81	282,400	347,300	418,100	
82	283,300	349,100	418,500	
83	284,500	350,600	418,900	
84	285,700	352,400	419,200	
85	286,700	353,600	419,500	
86	287,600	355,200	419,900	
87	288,300	356,700	420,300	
88	289,300	358,200	420,600	
89	290,300	359,600	420,900	
90	291,200	360,900	421,200	
91	292,100	362,300	421,500	
92	293,000	363,700	421,700	
93	293,300	365,200	421,900	
94	294,000	366,500		
95	294,700	367,800		
96	295,500	369,000		
97	296,300	370,000		
98	297,100	371,000		
99	297,900	372,000		
100	298,600	373,000		
101	299,500	373,900		
102	300,000	374,900		
103	300,500	375,900		
104	301,000	376,900		
105	301,200	377,700		
106	301,600	378,600		
107	301,900	379,500		
108	302,100	380,500		
109	302,300	381,300		
110	302,500	382,300		
111	302,800	383,300		

教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
112	303,100	384,300		
113	303,300	384,900		
114	303,500	385,800		
115	303,700	386,700		
116	304,000	387,600		
117	304,300	388,400		
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		
137		399,700		
138		400,000		
139		400,300		
140		400,600		
141		400,900		
142		401,200		
143		401,500		
144		401,800		
145		402,000		
146		402,300		
147		402,600		
148		402,800		
149		403,000		
150		403,300		
151		403,600		
152		403,800		
153		404,000		
154		404,300		
155		404,600		
156		404,800		
157		405,000		

備考 (一) この表は、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園に勤務する教育職員に適用する。  
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。



## 別表第8

## 医療職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300

医療職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900		
87		289,300	325,200	346,200		
88		289,500	325,600	346,500		
89		289,900	326,000	346,900		
90		290,100	326,400	347,200		
91		290,300	326,800	347,600		
92		290,500	327,200	347,900		
93		290,900	327,500	348,300		
94		291,100	327,700	348,600		
95		291,300	328,100	348,900		
96		291,600	328,400	349,200		
97		292,000	328,600	349,500		
98		292,300	328,900	349,900		
99		292,500	329,200	350,300		
100		292,800	329,500	350,700		
101		293,100	329,700	351,200		
102		293,300	330,000	351,600		
103		293,500	330,400	352,000		
104		293,800	330,600	352,400		
105		294,100	330,700	352,900		
106			331,000			
107			331,400			
108			331,600			
109			331,800			
110			332,200			
111			332,600			
112			333,000			
113			333,200			

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等に適用する。

## 別表第9

## 医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600

医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	349,300	366,700		
97	284,000	316,600	349,700	367,300		
98	284,800	316,900	350,100	367,800		
99	285,400	317,500	350,600	368,300		
100	286,300	318,200	351,000	368,800		
101	287,100	318,600	351,500	369,400		
102	287,900	319,200	351,900	369,900		
103	288,700	319,800	352,400	370,400		
104	289,500	320,400	352,800	370,800		
105	290,200	320,800	353,100	371,400		
106	290,700	321,300	353,600	371,900		
107	291,200	321,800	354,000	372,400		
108	291,700	322,300	354,300	372,900		
109	291,900	322,700	354,800	373,500		
110	292,200	323,100	355,300	373,900		
111	292,400	323,400	355,800	374,400		

医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
112	292,800	323,700	356,300	374,900		
113	293,100	324,100	356,800	375,500		
114	293,300	324,500	357,300			
115	293,700	324,900	357,800			
116	294,000	325,200	358,200			
117	294,300	325,400	358,600			
118	294,600	325,700	359,000			
119	294,900	326,100	359,500			
120	295,300	326,300	360,000			
121	295,600	326,500	360,400			
122	296,000	326,800	360,900			
123	296,300	327,100	361,400			
124	296,700	327,400	361,900			
125	296,900	327,600	362,200			
126	297,100	327,900				
127	297,400	328,300				
128	297,800	328,500				
129	298,000	328,600				
130	298,300	328,900				
131	298,700	329,300				
132	299,100	329,500				
133	299,300	329,800				
134	299,600	330,200				
135	300,000	330,600				
136	300,300	331,000				
137	300,500	331,300				
138	300,800	331,700				
139	301,200	332,100				
140	301,500	332,500				
141	301,700	332,800				
142	302,100	333,200				
143	302,500	333,500				
144	302,800	333,900				
145	302,900	334,200				
146	303,200	334,600				
147	303,500	335,000				
148	303,900	335,400				
149	304,100	335,700				
150	304,300	336,100				
151	304,600	336,500				
152	304,900	336,900				
153	305,300	337,200				
154	305,500					
155	305,700					
156	306,000					
157	306,300					
158	306,600					
159	306,900					
160	307,200					
161	307,600					
162	307,900					
163	308,200					
164	308,500					
165	308,900					
166	309,200					
167	309,500					

医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
168	309,800					
169	310,200					

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第10

指定職本給表

号給	本給月額
1	516,000
2	574,000
3	635,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000
7	895,000
8	965,000
9	1,035,000

備考 この表は、別に定める者について適用する。

## 別表第11

## イ 教育職本給表(二)

職務の級号	1級	2級	3級	4級
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2				
3				
4				
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6				
7				
8				
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10				
11				
12				
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14				
15				
16				
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18				
19				
20				
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22				
23				
24				
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26				
27				
28				
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30				
31				
32				
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34				
35				
36				
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38				
39				
40				
41	7,700	10,500	16,700	
42				
43				
44				



45			
46			
47	8,000	10,900	17,100
48			
49			
50	8,300	11,300	17,400
51			
52			
53			
54	8,600	12,100	17,700
55			
56			
57			
58	8,800	12,500	18,000
59			
60			
61			
62	9,100	12,900	18,300
63			
64			
65			
66	9,400	13,300	18,500
67			
68			
69			
70	9,700	13,700	18,700
71			
72			
73			
74	9,900	14,000	18,900
75			
76			
77			19,100
78	10,200	14,400	
79			
80			
81			
82	10,400	14,700	
83			
84			
85			
86	10,600	15,000	
87			
88			
89			
90	10,800	15,400	
91			
92			

93		
94		
95	11,000	15,700
96		
97		
98	11,200	16,000
99		
100		
101		
102	11,400	16,300
103		
104		
105		
106	11,500	16,500
107		
108		
109		
110	11,600	16,800
111		
112		
113		
114	11,700	17,000
115		
116		
117		
118	11,900	17,200
119		
120		
121		
122	12,000	17,400
123		
124		
125		
126	12,100	17,600
127		
128		
129		
130	12,300	17,700
131		
132		
133		
134	12,400	17,800
135		
136		
137		
138	12,500	
139		17,900
140		

141	12,600	18,000		
142				
143				
144				
145	12,800			
146				
147				
148				
149	12,900			
150				
151				
152				
153	13,000			

ロ 教育職本給表(三)

職務の級号	1級	2級	3級	4級
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2				
3				
4				
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6				
7				
8				
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10				
11				
12				
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14				
15				
16				
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18				
19				
20				
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22				
23				
24				
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26				
27				
28				
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30				
31				
32				

33				
34				
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36				
37				20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39				
40				
41				
42	7,700	8,900	15,100	
43				
44				
45				
46	8,000	9,300	15,500	
47				
48				
49				
50	8,300	9,700	15,900	
51				
52				
53				
54	8,600	10,500	16,300	
55				
56				
57				
58	8,800	10,900	16,700	
59				
60				
61				
62	9,100	11,300	17,100	
63				
64				
65				
66	9,400	12,100	17,400	
67				
68				
69				
70	9,700	12,500	17,700	
71				
72				
73				
74	9,900	12,900	18,000	
75				
76				
77				
78	10,200	13,300	18,300	
79				
80				

81			
82			
83	10,400	13,700	18,500
84			
85			
86	10,600	14,000	18,700
87			
88			
89			
90	10,800	14,400	18,900
91			
92			
93			19,100
94	11,000	14,700	
95			
96			
97			
98	11,200	15,000	
99			
100			
101			
102	11,400	15,400	
103			
104			
105			
106	11,500	15,700	
107			
108			
109			
110	11,600	16,000	
111			
112			
113			
114	11,700	16,300	
115			
116			
117			
118	11,900	16,500	
119			
120			
121			
122	12,000	16,800	
123			
124			
125	12,100		
126		17,000	
127			
128			

129		
130		
131	17,200	
132		
133		
134	17,400	
135		
136		
137		
138	17,600	
139		
140		
141		
142	17,700	
143		
144		
145		
146	17,800	
147		
148		
149		
150		
151		
152	17,900	
153		
154		
155		
156		
157	18,000	